

特別養護老人ホームしらさぎホーム 障害者(児)短期入所事業料金表

[令和6年10月1日改正]

基本報酬単位

●福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)

※数字は単位数

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
509	509	583	648	784	923

※ 区分1以上の利用者(障害児を除く)に対してサービスを提供した場合

●福祉型短期入所サービス費(Ⅱ) ※数字は単位数

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
173	173	240	318	527	602

※ 区分1以上の利用者(障害児を除く)が、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援もしくは通所による旧法施設支援を利用した日にサービスを提供した場合

●福祉型短期入所サービス費(Ⅲ) ※数字は単位数

区分1	区分2	区分3
509	615	784

※ 障害児程度区分1以上の障害児に対してサービスを提供した場合

●福祉型短期入所サービス費(Ⅳ) ※数字は単位数

区分1	区分2	区分3
173	279	527

※ 障害児程度区分1以上の障害児が、指定児童デイサービスもしくは児童福祉施設に通所した日にサービスを提供した場合

加算

- ・短期利用加算:利用した日から起算して30日以内の期間について1日につき30単位加算します。
- ・重度障害者支援加算:区分6(障害児にあつては、これに相当する心身状態)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者にサービス提供した場合1日につき50単位を加算します。
(四肢全てに麻痺等があり、かつ、寝たきり状態にある者のうち、人工呼吸器による呼吸管理を行なっているものまたは、最重度の知的障害のある者)
- ・栄養士配置加算(Ⅰ):(1)常勤の管理栄養士または栄養士を1名以上配置

(2)利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行なっているため1日につき22単位加算します。

- ・ 食事提供体制加算:低所得者等の対象者に対して、施設の責任において食事提供の為に体制を整え、食事の提供を行なった場合に48単位加算します。
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算:厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た短期入所施設が、入所者に対し、短期入所サービスを行った場合に、所定単位数に加算する。基本報酬単位と各種加算の合計単位数に 11.1%を乗じものが加算単位。

地域区分ごとの報酬単価(1単位あたりの単価)特別区

☆ 11.2円

その他

※ 食費:1日あたり2,050円(朝食550円・昼食770円・夕食730円)

(食事提供体制加算対象者は、朝食405円・昼食568円・夕食540円になります。)

※ 基本報酬単位に各種加算と処遇改善加算(8.6%乗じたもの)を加え、地域区分単価を乗じた金額の9割が介護給付となり、1割が利用者負担となります。
なお、利用者負担上限月額が設定されている方は、その金額で適用されます。